



広報

おおず

1999年
平成11年
3 月号

No.520

発行 大洲市役所 編集 総務財政課
〒795-8601
大洲市大洲690-1 ☎24-2111

— きらめき大洲21 —



シリーズ 環境を考える② 【ペットボトルの処理を忘れずに！】

ペットボトルは、さまざまな処理を経てPET樹脂となり、繊維製品や固形燃料の原料として再利用されます。回収されたペットボトルは、まず最初に汚れているもの、異物が入っているものなどを取り除いた後、減容機で圧縮し、ブロック(約300本分)化されます。このとき、ペットボトルの約3割は汚れていてリサイクルできません。また、洗ってあってもキャップを付けたままのものは、うまく圧縮できないばかりか、破裂してたいへん危険！ペットボトルを使い終えたら、キャップをはずして(プラスチックはもやすごみ・金具はもやさないごみ)よくすすぎ、乾かしてから食品トレイとともにごみ袋に。資源ごみとして出す前に、リサイクルのための適切な処理をお願いします。

今月号のみどころ

- 地域振興券(商品券)
3月31日から交付! P 2
- 第51回成人式 P 3
- お済みですか? 税の申告 P 4
- 3月・4月は異動シーズン P 5
- 博物館だより P 6~7
- 市民の森記念植樹の参加者募集 P 10

今月の納税は

国民健康保険税
6期

納期は3月31日です

市民の動き

平成11年1月29日現在

人口	39,424人	(- 4)
男	18,807人	(- 7)
女	20,617人	(+ 3)
世帯数	14,265世帯	(-10)
面積	240.99平方キロメートル	

地域振興券〈商品券〉3月31日から交付！

大洲市では、3月31日(水)・4月1日(木)・2日(金)の3日間、市役所及び各公民館で「地域振興券」を交付します。

交付対象者には、事前に地域振興券引換申請券や案内通知が郵送されますので、よく読んで必要なものを持参のうえ、お越しください。なお、4月5日(月)以降は、市役所福祉事務所において執務時間中に受付を行います。



- ★「地域振興券」は誰がもらえるの？
 下表要件にあてはまる人で、交付開始日に当市に住所を有している人です。
 特に、六十五歳以上の人は、全員が対象となるわけではありませんので、ご注意ください。
- ★何に使えるの？
 ほとんど何にでも使えます。物品または様々なサービスの対価として使用できるものです。ただし、券自体の売買、譲渡などや商品券、有価証券といったものの購入には使えません。(詳しくは**特定事業者一覧表**に掲載してあります)
- ★どこで使えるの？
 市内に店舗を有し、市に登録した「特定事業者」(店頭で地域振興券が使える旨のステッカーなどを表示)に限られます。なお、**地域振興券配布の際に、特定事業者一覧表を一緒にお渡し**します。
- ★**特定事業者(地域振興券取扱業者)になるには？**
 二月十五日から三月十五日まで、大洲商工会議所で受け付けています。
 【問い合わせ先】 ☎242111
 ▼地域振興券の交付に関することは福祉事務所
 ▼特定事業者に関することは商工観光課

地域振興券がもらえる人

1	<p>15歳以下の子供がいる世帯の世帯主 基準日である平成11年1月1日現在で、15歳以下(昭和58年1月2日以降の誕生)の子供がいる世帯の世帯主に対して、該当する子供1人当たり2万円分の地域振興券が交付されます。また、外国人登録法に規定する永住者または特別永住者である15歳以下の子供がいる世帯の世帯主に対しても同様に交付されます。</p>	<p>●交付開始日の直前に地域振興券引換申請券を郵送します</p> <p>●昨年実施された臨時福祉特別給付金とほぼ同じ要件です (交付額は対象者一人につき三万円分) ●該当すると思われる人に、交付開始日の直前に案内通知を郵送します</p>
2	<p>基準日(平成11年1月1日)における年齢が15歳以下の人を除き、次の2つの要件のいずれかに該当する人</p> <p>A. 基準日において次の年金や手当を受ける資格を有する人 ①老齢福祉年金 ②障害基礎年金 ③障害年金 ④遺族基礎年金 ⑤母子年金・準母子年金・遺児年金 ⑥児童扶養手当 ⑦障害児福祉手当・特別障害者手当 ⑧福祉手当 ⑨原子爆弾被爆者医療特別手当・特別手当・健康管理手当・保健手当 ⑩特別児童扶養手当の支給にかかる障害児(年金の種類によっては市民税の非課税が条件となります)</p> <p>B. 次のいずれかに該当する人で、Aに該当しない人 ①児童福祉法に基づき、里親に委託されている人 ②生活保護法に基づく被保護者 ③社会福祉施設に都道府県および市町村の措置に基づき、入所している人(通所は除く) ④老人保健法に基づき、養護受託者に委託されている人 ⑤らい予防法の廃止に関する法律に基づき、援護を受けている人</p>	
3	<p>基準日における年齢が65歳以上(昭和9年1月1日以前に生まれた人)であり、常時の介護を必要としている人で、次の①～③のいずれにも該当しない人</p> <p>①生活保護法に規定する救護施設及び更生施設に入所している人 ②病院もしくは診療所に継続して3カ月を越えて入院している人 ③老人保健施設に継続して3カ月を越えて入所している人 ※ただし、平成10年度分の市民税所得割額がない人、また該当者がどなたかの控除対象配偶者または扶養親族である場合は、その扶養者なども同様に市民税所得割額がないこと。</p>	
4	<p>基準日における年齢が65歳以上かつ平成10年度の市民税が非課税の人で、2及び3に該当しない人 ※ただし、該当者がどなたかの控除対象配偶者または扶養親族である場合は、その人の市民税も非課税でなければなりません。</p>	

◆4月12日交付開始予定でしたが、3月31日交付開始に早まりました。



おめでとう 521人



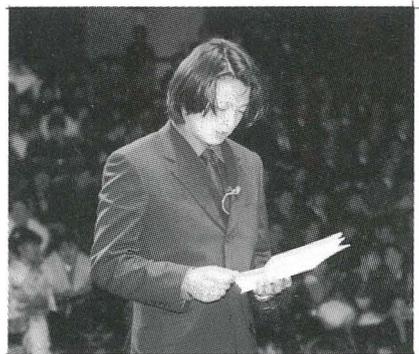
第51回成人式

1月15日、第51回成人式が開催され、会場となった市民会館大ホールは、華やかな和服姿やスーツ姿の若者でうまりました。式典には、521人の該当者のうち387人が出席。決意を新たに大人への第一歩を踏み出しました。



式辞に立った榎田市長は、次のようにあいさつ。
「成人式は、人生の一つの節目であり、自他共に認識された大人としての新しい旅立ちのときです。…来るべき新時代は、可能性に満ちながらも、多くの課題を抱える、先行き不透明な感のぬぐえない時代です。そういつた時代に、新成人として船出していく皆さんには、多くの困難が待ち受けていることと思いますが、ぜひとも主体的、積極的に人生を切り開く「情熱」を忘れずに生きていただきたいと思えます。…「若さ」の特権は、挫折が許されるということ。前向きに人生を生きている中で繰り返す挫折は、やがて人生の糧となり、その後の自分を支えてくれることと思えます。皆さんが、その「夢」や「個性」を大切に、長所を伸ばしながら、それぞれの分野で活躍されることを期待します。」

これに対して、新成人を代表して平地区の鎌田智史さんが次のような答辞を述べました。
「…今日のこの佳き日を迎えることができたのも、両親や家族、地域の皆さんのお蔭と、心より感謝申し上げます。私たちは、今日を契機に、大洲の子から大洲市民に認識を新たに、大人としての基本的な教養を身につけるとともに、無責任な扇動に惑わされず、主体性をもって物事を冷静に考え、正しい判断のできる社会人を目指します。そして、これからの人生に誇りと責任をもって大いに前進し、なにもにも代え難い二十一世紀の創造に向けて、明るい郷土づくり、社会づくりの原動力となるよう精一杯頑張っていきたいと考えています。」
式典では、成人代表者に記念品・花束などの贈呈も行われ、最後に参加者全員が、それぞれの地区に分かれて記念写真を撮影しました。



新成人が生まれた 昭和53年度の出来事

【大洲市内】

4月1日

徳森保育所開所

5月11日

保健センター、老人福祉センター落成

8月11日

県営富士山農地開発事業完成

9月30日

第7回大洲市議会議員選挙

3月31日

八幡浜・大洲地区総合運動公園完成

【国内】

▼成田新東京国際空港が開港▼円高ピーク175円/ドル▼本四連絡橋公団が児島1坂出ルート建設に着手

▼宮城県沖地震(M7.5)▼日中平和条約調印▼共通一次試験開始▼世界最長の山岳トンネルの上越新幹線大清水トンネル(22.2km)貫通

【社会・話題など】

▼世界初の体外受精児(試験管ベビー)誕生▼アメリカのスリーマイル島で原発事故▼デイスコブーム▼ファミリーストラン盛況▼健康機器ブーム▼流行語/窓際族▼歌手/キャンディーズ解散▼書籍/山崎豊子の不毛地帯▼映画/キタキツネ物語・スターウォーズ

おすすめですか？ 税の申告

期限は
3月15日

市県民税

市県民税の申告は、皆さんの税金を計算するための重要な資料となります。平成十一年一月一日現在大洲市に住所のある人で申告義務のある人は、三月十五日までに申告してください。

【申告に必要なもの】

- ① 所得金額の計算ができる帳簿記録など
- ② 給与などのある人は「源泉徴収票」
- ③ 社会保険料・生命保険料・個

人年金保険料・損害保険料の領収書又は証明書

④ 医療費控除を受けるときは、医療費の領収書か証明書

⑤ 印鑑その他控除に必要な書類
※詳しくは、市役所税務課市民税係までお問い合わせください。

☎21111（内線128）

所得税ほか

所得税や贈与税の申告期限も三月十五日で締め切られます。期限が間近になりますと税務署は大変混雑し、長時間お待ちになります。

☎243115

国民健康保険 からお知らせ

「退職者医療制度」を ご存じですか？

会社などに勤めて退職し、国保に加入して厚生年金や共済年金をもらっている六十九歳までの人は、退職被保険者として、その家族と一緒に退職者医療制度によって診療を受けることができます。

加入資格は、年金受給権が発生した日から適用になります。年金証書を受け取ったら世帯主

は、十四日以内に国保の窓口に出張することが必要です。

退職被保険者の条件

- 一 国保の被保険者であること
- 二 老人保健法の適用を受けていないこと
- 三 厚生年金や各種共済組合など（国民年金は除く）の受給者で、その被保険者期間が二十年以上あるか、または四十歳以降十年以上あること

退職者医療制度の給付

- 一 退職被保険者（本人）入院・外来とも医療費の80%（自己負担20%）

ただくようなことになりかねませんので、申告はできるだけお早めにお済ませください。
なお、個人事業者の消費税は、三月三十一日までに申告してください。

申告書などの提出は、郵送でも差し支えありません。また、税務署では、申告書提出用の「時間外收受ポスト」を設置しています。休日の申告書などの提出にご利用ください。

なお、申告書用紙やわかりやすい申告書の書き方等を税務署・市役所税務課の窓口にて備え付けています。

※詳しいことは、大洲税務署までお問い合わせください。

二 被扶養者（家族）

入院Ⅱ医療費の80%

（自己負担20%）

外来Ⅱ医療費の70%

（自己負担30%）

○ただし、入院時における食事代は、定額負担です。

※詳しくは、保険環境課国保係
☎21111（内線165）
市民課市民係（内線116）へお問い合わせください。



軽自動車などの 廃車手続きを忘れずに

軽自動車税は、今年4月1日現在での所有者に課税されます。新たに所有者になった人や所有者でなくなった人などは、早めに手続きをしてください。



險の変更ができません。

【原付などを廃車にする場合】
ナンバープレートと印鑑を持

参のうえ、廃車の手続きをしてください。（軽自動車税には、月割課税制度がありませんので、廃車の手続きが一日でも過ぎると、一年分の税金が課税されます）

【原付などの所有者が死亡した場合】
名義変更か、廃車の手続きをしてください。

【ナンバープレートを紛失又は廃棄した場合】
事情を詳しく説明できる人が印鑑を持参のうえ、税務課までおこしください。

【転入・転出の場合】
転入した人で、他市町村のナンバープレートがある場合はそれを持参し、大洲市のナンバープレートを受け取る手続きをしてください。（この場合、印鑑・車名・車体番号などが必要）

【原付などを他人に譲る場合】
新・旧それぞれの所有者の印鑑を持参のうえ、名義変更の手続きをしてください。届け出がないと、旧所有者に課税されることとなります。

【原付などの車体を変更する場合】
新しい車体番号を確認のうえ車体変更の手続きをしてください。届け出がないと、自賠責保

その証明書と印鑑を持参のうえ、税務課へおこしください。
※その他詳しくは、市役所税務課軽自動車税係までお問い合わせください。

☎21111（内線125）

3月4月は異動シーズン



手続きは早めに!

三月から四月にかけては、異動の多い時期です。転入転出の際に、必要な手続きを怠ると、国民年金の給付を受けられなかったり、大切な権利を失うことがあります。手続きは、早めに済ませておきましょう。

市役所への届け出

【住民登録】《市民課》
市民課で転出証明を受け取り、十四日以内に新住所地の市町村役場で転入届を済ませてください。

なお、国民健康保険の被保険者は、異動手続きの際、国民健康保険証と印鑑を忘れずに持参してください。

【印鑑登録】《市民課》
印鑑登録証を返し、新住所地で新たに申請してください。

【国民健康保険証】《市民課》
一度返却し、新住所地で新たに申請してください。母子家庭、零歳児、重度心身障害者及び老人保健法による受給者証も一度返却し、新住所地で新たに申請してください。

【国民年金】《市民課》
新住所地で住所変更の手続きをしてください。

【水道】《水道課》
転出・転入どちらの場合でも、事前に水道課まで連絡してください。

【転学証明】《学校教育課》
小・中学生がいる場合には、

転出・転入に関する住民登録が済みしだい、教育委員会(学校教育課)にご相談ください。転出の場合は、在学中の学校で在学証明書などの書類を受け取り、転出先の小・中学校へ提出していただくこととなります。

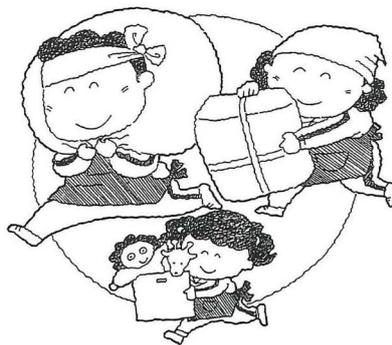
【福祉関係】《福祉事務所》
児童手当を受けている人は必ず手続きに、福祉事務所までお越しください。所得証明の必要な場合もあります。また、身体障害者手帳をお持ちの人は、新住所地の福祉事務所へ、住所変更の手続きをしてください。

郵送による戸籍謄抄本・住民票の写しの請求

【必要事項】
戸籍・住民票の謄抄本を手紙で請求するときは、次の必要事項を明記のうえ、返信用封筒に切手をはり、規定の料金を郵便小為替または現金書留で請求してください。

▼戸籍本籍地、筆頭者氏名、謄抄本の別(抄本の場合は必要な人の名前)、請求理由、請求者との関係、請求者の住

所、氏名
▼住民票住所、氏名、請求理由
※詳しくは、市役所各課へお問い合わせください。
大洲市役所 ☎242111



その他の届け出

【運転免許証】

住所変更の手続きは、新住所地の警察署で、自動車を所有している人は、陸運事務所へ登録変更手続きをしてください。転居先が県内と県外では手続きが異なります。

【郵便物】

最寄りの郵便局へ転居届を出しておくと、一年間は転居先に郵便物を転送してもらえます。

【その他】

銀行への住所変更の届け出や電気、ガス、電話などの変更や廃止手続きを忘れないようにしましょう。

固定資産課税台帳の縦覧
は三月一日～三月二十三日

平成十一年度固定資産税の課税のもとになる固定資産課税台帳の縦覧を、次のように行います。

平成十年中に、家屋の新・増築や取り壊しをした人、または、土地・家屋の相続、贈与、売買などで所有権が変わった人は、資産が間違いなく登録されているか、この機会にぜひ確認をしましょう。

なお、期間中の縦覧は無料ですが、必ず印鑑をご持参ください。

【期間】

平成十一年三月一日から平成十一年三月二十三日まで(ただし、土・日曜日、祝日は縦覧できません)

【時間】

午前八時三十分～午後五時

【場所】

▼肱南・久米・肱北・喜多及び平地区在住者は、市役所税務課

▼連絡所管内在住者は各連絡所
▼前記のうち、納税組合未加入者は市役所税務課

※その他詳しくは、市役所税務課固定資産係へお問い合わせください。

☎242111(内線127)



MUSEUM information

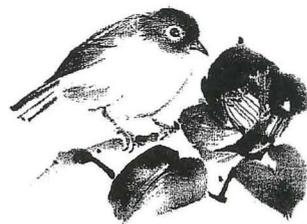
博物館だより

大洲市立博物館 大洲市中村618-1 ☎(FAX) 24-4107

館藏品のご紹介

博物館では、大洲・新谷藩に関する資料を中心に館藏品の充実に努め、展示公開しています。今回からは、これらの館藏品の中で、特に興味深いものを取り上げ、ご紹介します。

加藤文麗書玉井弥右衛門宛書簡



(書き下し)

玉井弥右衛門殿 加豫齋

昨日は久々にて

金王丸殿江 得貴顔

不久方大悦此義候

其節相認候、絵

名印出来申候間

貴顔迄遣候 御

上可給候、昨夜

在之外長座にて御

馳走共忝奉存候

乍畧義此段

も宜御申上頼候

巴上

霜月廿二日

尚々弥以御障も

無之、御勇健之趣

重珍重候 巴上

最初に紹介する館藏品は、絵師として知られる加藤文麗から大洲藩臣の玉井弥右衛門に宛てて出された書簡(手紙)です。この書簡は、久しぶりに江戸の大洲藩邸を訪れた文麗が、次の日、弥右衛門へ送ったもので、金王丸に会えてうれしかったこと。夜のもてなしと心遣いがありがたかったことが書かれています。また、このとき文麗は、金王丸へ記念に絵を贈ることを約束したようで、その絵と落款が出来上がったので、金王丸に渡してほしいとも書いています。それでは、加藤文麗と玉井弥右衛門、また金王丸とはどのような関係だったのでしょうか。文麗は、第三代大洲藩主加藤泰恒の六男として生まれ、後に池ノ端加藤家を継いで旗本となり、江戸に住んでいました。文麗の長男泰衛は、やがて第六代目の大洲藩主となりますが、この泰衛の三男として、宝暦二年(一七五四年)江戸の大洲藩邸で生まれたのが金王丸です。つまり金王丸は、文麗の孫にあたるわけです。

際も、御側付として喜連川家に入っており、金王丸にとって最も身近な人物の一人であったといえるでしょう。また文面からは、ときおり文麗が金王丸のところを訪れていたことが何れ、文麗と弥右衛門は、親しい関係にあったと考えられます。さて、霜月廿二日(十二月二十二日)に書かれたこの書簡。何年かが記されていませんが、差出人の文麗が豫齋と号するのが宝暦六年、弥右衛門が御側付となったのが宝暦七年の三月、金王丸が喜連川家の養子となるのが宝暦十一年十一月であることから、宝暦七年から宝暦十一年のいずれかの年であったと読み解くことができます。絵師として知られる加藤文麗。彼の描いた絵は、大洲地方に数多く残されていますが、書簡は数少なく、大変興味深い史料です。注1 加藤家年譜・足利家譜では宝暦四年六月十日とあるが、本文は寛政重修諸家譜の生年月日による。注2 藩臣家譜では宝暦七年十一月とあるが、本文は喜連川町誌による。

【参考文献】

『改訂版大洲市誌』、桜井久次郎編『加藤家年譜』及び『大洲藩臣家譜』、『栃木県史/史料編近世四』、『喜連川町誌』、『新人物往来社』『三百藩藩主人名辞典』

植物の話題

身近かな植物のお話
あれこれ!

●レッドリストに載っている植物たち

環境庁が、平成五年より全国規模で生物に関するレッドリストといて、日本の絶滅の恐れのある野生生物の種のリストをまとめています。それをもとに「絶滅の恐れのある野生生物の個々の種の生育状況等をまとめたもの」として「レッドデータブック」を作成しています。また現在、植物の生育環境が悪化したところの中で「植物版レッドデータブック」も作成が進んでいます。



▲タコノアシ (写1)

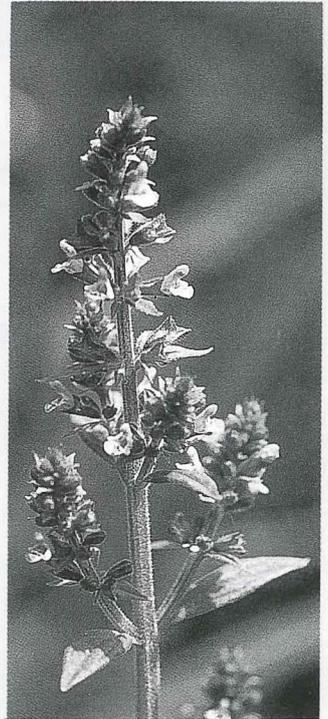
大洲地方にも全国規模で「絶滅の危機に瀕している種」としてタコノアシ(ユキノシタ科/写①)があります。

この種は、低地の泥湿地帯や河川敷、湖岸などの湿ったところに自生しているものです。高さは30cm〜80cmぐらいあり、生育条件がよければ群落をつくり、花の時期は八月から十月ごろまでです。花序の枝は、はじめ渦巻状に外側にまいていますが、成長するにつれて、その枝が伸びたくさんの白色の小さい花を並べます。その形が吸盤のあるタコを逆さまに立てたように見えるのでこの名があります。大洲市内では一時期絶滅したのではないかと心配されていましたが、最近生育しているのが発見されました。

この種は、生育条件が整っているとかなり繁殖しますが、放置して他の植物と競争する状態になると、二・三年で見られなくなってしまう。見た目はとても丈夫そうなのですが、見かけ倒しで、実は繊細な植物なのです。

もうひとつは、ミゾコウジュ(シソ科/写真②)です。高さ30cm〜70cmで、低地の湿地や河

▼ミゾコウジュ(写2)



▲タヌキモ (写3)

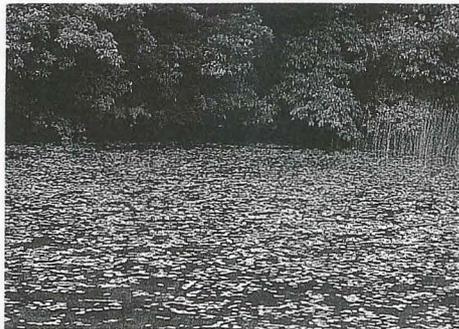
川敷などに生えます。シソの仲間、だいたい八月から十月ごろに花が咲くのですが、この種は五月から六月ごろ、淡紫色の小さい花を付けます。大洲地方でも狭い面積でしか見られなくなっており、絶滅が心配されているところでは、

このほかには、肱川河口のハマサジ、柳沢のイヌセンブリ、河辺のキクガラクサなどもこのリストに載っています。

また大洲地方で、かつてよく見られた植物の中には、少なくなつたもの、見かけなくなつたもの、あるいは全く見られなくなつたものがあります。

例えばヘラオモダカ、タヌキモ(写③)、デンジソウ、クマガイソウ、キキョウ、リンドウ、ヒナラン、ジュンサイ(植栽/写④)、コウホネ、コハチジョウシダなどです。

▼ジュンサイ (写4)



植物というのは、黙って生きている地味な生物。切られようが踏まれようが黙っています。自分が死ぬことが分かっているも直接は何も言いません。

しかし、本来、そこにあつた植物が、なくなつていくという事実。私たちは、このことを環境悪化の警鐘として受け取らなければいけないのです。

ちなみに、考古や歴史、民俗美術資料などを取り扱っているのが人文系博物館。自然や科学資料などを取り扱っているのが自然系博物館で、子供たちに人気の動物園や水族館は、この自然系博物館に含まれます。

博物館Q&A

Q 大洲市立博物館で

どんなことを?

A 博物館は、大きく「人文系博物館」「自然系博物館」、両分野を取り扱う「総合博物館」に分けられます。

大洲市立博物館は、総合博物館であり、歴史や民俗、自然など広い分野にわたる資料の収集や展示を行っているところです。

当館では、小学生を対象とした自然科学教室・歴史文化教室や一般向けの生涯学習講座(ふるさと見聞講座)を開講するなど教育活動のほか、消えゆく大洲の歴史・文化・自然を調査し、後世に伝えていく仕事なども積極的にを行っています。



かわら版 復元大洲城

第 31 号

大洲市は、市制施行五十周年を迎える平成十六年（二〇〇四）を目標として、大洲城本丸跡に、天守閣と、現存する台所・高欄櫓を結ぶ多聞櫓を復元する事業に取り組んでいます。大洲城に関する写真や資料などをお持ちの人はご連絡ください。また、このコーナーに対してのご意見も募集しています。商工観光課まで
☎21111（内線222）

大洲城跡本丸付近の 発掘調査を実施

大洲城天守閣復元のための基礎資料を得るため、大洲市教育委員会では二月上旬から今月にかけて、本丸付近で発掘調査を行っています。

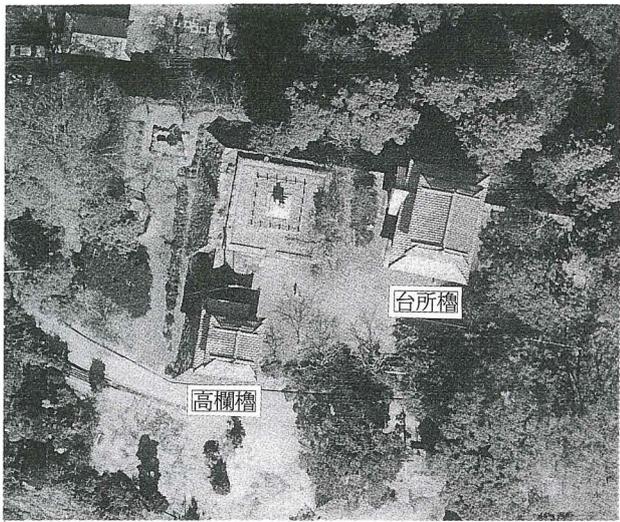
調査範囲は、本丸天守閣跡地と多聞櫓跡地約二八〇㎡です。今行おう大洲城跡の発掘は、最初に天守閣跡地に設置されている藤樹像の台座を礎石が残っ

ていないか調べながら撤去し、そのあと、天守閣・多聞櫓跡地全体の土を順番に取り除いて、遺物（瓦・皿などの破片）や遺構（土を掘った穴などの跡）がないか確認しながら、人間の手の入っていない地山層まで掘り進めるものです。出土した遺物や検出された遺構は、詳細に記録保存を行います。

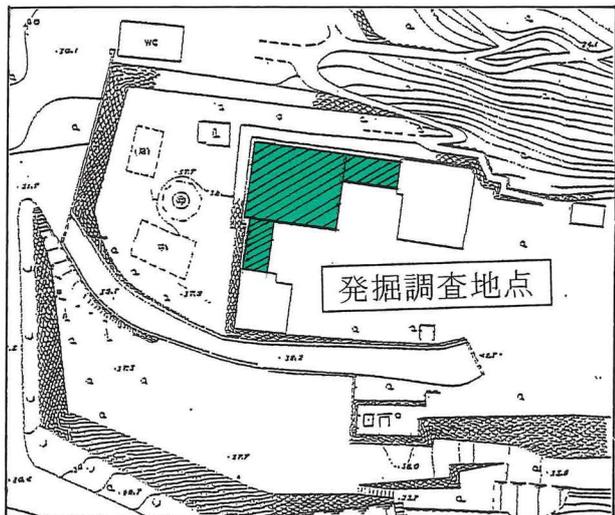
また、発掘作業と同時に、本丸及び二の丸付近の石垣についても測量を行い、詳細な図面を作成しています。

この発掘調査により、礎石またはその跡が出てくると、天守閣の大きさを実証する手がかりとなります。さらに、地層とそ

▼本丸付近現況写真



▼発掘調査地点見取図



同和教育シリーズ

No.245

人権と同和教育

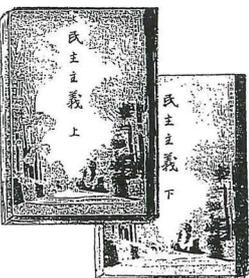
「民主主義上・下」

世界人権宣言が国連総会で採択された一九四八（昭和二十三）年当時のことです。わが国は敗戦後の苦しい時期にありながら、焼け跡には復興の植音が力強く響き、将来に明るい希望を見いだしかけたところでした。

学校教育も新しい制度の下でスタートを切りましたが、肝心の教科書が満足にないありさまでした。そこに待ちに待った新しい教科書「民主主義上・下」が登場します。民主主義とは、そして新憲法とはどんなものなのかを子どもたちに教えよう、と文部省は思い切った予算を組み、当時としては立派な装丁の教科書を出版したのでした。

皆さんの中には、当時の新制中学でこの教科書を手にして勉強した記憶を持っておられる方もあることでしょう。内子町出身で、ノーベル文学賞作家の大江健三郎さんもその一人です。彼のエッセイ集「厳肅な綱渡り」には、当時のことが次のように書かれています。

「ぼくが谷潤の村の新制中学に、最初の一年生として入学した年の五月に新しい憲法が施行された。新制中学には、新しい憲法の時間があった。上下二冊の「民主主義」というタイトルの教科書が、ぼくの頭に熱い感



情をうえつけたことを思い出す。ぼくはいま民主主義の約束が、自分の日常生活のもっとも基本的なモラルであることを感じるが、そのそもその端緒は、新制中学のときの新しい憲法の時間にあつたのだ。

戦時中に軍国主義の教育を受けて育った大江少年にとつて、民主主義との出会いは、まさに驚天動地の出来事であつたにちがいありません。

あれから半世紀が経ちました。今ようやく私たちの社会に憲法の精神である「基本的人権の尊重」の考えが定着しはじめました。これも今から三十四年前の同和对策審議会答申の「同和問題とは日本国憲法に保障された基本的人権にかかわる課題である」という指摘を受け、国をあげて同和教育に取り組んできた成果と言えるでしょう。

人々の人権意識を高めていくことは長い長い時間のかかることですが、私たちは日々の小さな努力を地道に続けていかなければなりません。

まちわど

ズーム・アップ



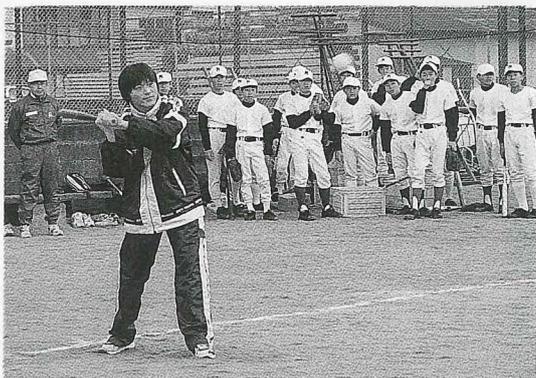
◀1月6日(水)
新春書き初め会が喜多小学校で開かれました。市内の小学校3年生から中学生まで約400人が参加、学年ごとの課題に元気に挑戦していました。

▼1月9日(土)
恒例の七草がゆ歩こう会が行われ、幼児から高齢者まで約350人が4キロのコースを歩きました。この日は小雪がちらほら。完歩した参加者たちは、ゴールの中央公民館に準備されたあつあつの七草がゆで体を温めました。



1月9日(土)▶
ヤクルト球団の大山貴広選手が帰郷し、母校の新谷中学校で野球教室を行いました。新谷地区の小中学生約50人が参加。身ぶり手ぶりを交えてのアドバイスを真剣に聞きながら、練習に取り組んでいました。

◀1月10日(日)
商売繁盛を願う「十日えびす祭」が大洲神社で行われ、今年も福を求め参拝客でにぎわいました。



1月15日(金)▶
成人式恒例の寒中水泳大会が行われました。大洲に伝わる古式泳法神伝主馬流の披露につづき、6歳から58歳までの約70人が初泳ぎ。水温8℃をものもしない力強い泳ぎに、見学者からは盛んに拍手が送られていました。



◀1月12日(火)
山間部の小学校(蔵川・柳沢・田処・上須戒)と市街地の小学校(喜多)をつなぐテレビ会議システムの開設式が行われました。システム導入は県内初の試みで、共同授業や学校間交流など、新しい教育の展開が期待されています。



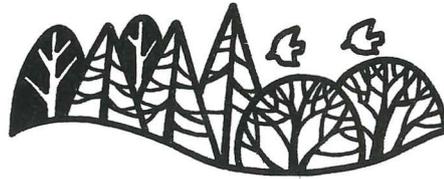
1月18日(月)▶
人命を救助した八多喜町の山口健治さんに、消防長から表彰状が贈られました。山口さんは年末に市内で発生した民家火災で、煙の充満した屋内から、意識を失い倒れていた高齢者を救助されました。

◀1月18日(月)
県建築士会大洲支部の会員がおはなはん通り周辺の建物調査を開始しました。歴史的たたずまいを残す建物の現況を把握するために市が依頼したもので、調査結果は、肱南地区町並み保存の基礎資料とします。



第5回 市民の森記念植樹

参加者を募集!!



大洲市は、市民に親しまれる花と緑の公園づくりの一つとして、富士山に「市民の森」を整備しています。この市民の森は、市民の皆さんに「結婚」「誕生」「入学」「長寿」などの慶事を記念して、それぞれの思い出を木に託して植えてもらい、手作りの森を育てようというものです。

あなたの大切な思い出を一本の木に託し、あなた自身の手で植樹してみませんか。

【日時】 四月二十九日(木)

みどりの日

午前十時から

【場所】 富士山南側斜面

【対象者】 ①市内に住んでいる人(大洲出身で市外に住んでいる人を含む) ②市内の団体・法人 ③平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に何らかの慶事を迎えた人、または迎える人

【植樹の種類と費用】

▼樹木名 キンモクセイ

▼費用 一万円(プレート代、支柱代を含む)

※植樹後の樹木は、市の所有となり、市が維持管理を行います。枯れたり、損傷・盗難にあってもその責任は負えません。

【申込期限】四月八日(木)

【申し込み・問い合わせ先】

総務財政課行政係

☎2111 (内線328)

まじりののおくりもの

一月二十一日分まで(敬称略)

- 金一封 大洲 浦岡 忠夫
- 金一封 松山市
- 徳山内科 徳山 勝之
- 金一封(寄付金) 中村 中野 正光
- 金一封(福祉ヤクルト販売寄付金) 若宮 愛媛南部ヤクルト販売(株)大洲地区ヤクルト販売店一同
- 金一封(寄付金) 東大洲 大洲青果商業協同組合
- 金一封(野田鶴寿会へ)
- 平野町 山田 清
- 金一封(三善地区社協へ)
- 春賀 橋本 英司
- 金一封(新谷地区町東福寿会へ)
- 新谷町 大本フジエ
- 金一封(菅田地区社協へ)
- 菅田町 大野 利明
- 金一封(平野地区社協へ)
- 平野町 水野 安教
- 金一封(大洲市福祉ボランティア基金へ)
- 若宮 太田 稔
- 金一封(寄付金を三善地区社協へ)
- 中村 (尙)玉井民友商店
- 春賀 くみあい食品工業(株)
- 春賀 (株)アイパックス

- 金一封(寄付金を菅田地区社協へ)
- 菅田町 脇東中PTA
- 金一封(寄付金を菅田地区社協へ)
- 菅田町 中野 常夫
- 金一封(寄付金を脇南地区社協へ)
- 大洲 玉井 眞太
- 金一封(チャリティー寄付金を大洲交通安全協会へ)
- 東大洲 大洲自動車販売(株) 代表取締役 菅 章
- 十二月十九日～一月二十一日 累計額 七三二万五、二九六円
- 内指定配分 四五六万八、八四一円
- 感謝をこめて掲載させていただきます。
- 大洲市社会福祉協議会

図書館 三月新刊案内

メディアが変わる知が変わる

井上輝夫他編

達人の「手帳術」が見たい!

戸田 覚著

わが父文鮮明の正体 洪 蘭淑著

ひとりで暮すいきいき老いる 十返千鶴子著

ヒトかサルかと問われても 西江雅之著

ロシアにアメリカを建てた男 上杉一紀著

台湾 宮本 孝著

学校は再生できるか 尾木直樹著

市場対国家 上・下 ダニエル・ヤーギン他著

日本は必ず復活する 山岡洋一他訳

韓国ほど大切な国はない 重村智計著

地獄の虹 毛利恒之著

六十で悪いか! 中沢正夫著

最新版・ビタミンブック 吉川敏一著

植物と話がしたい 神津善行著

不思議の科学 森田 健著

からだによく効くお風呂の入り方 植田理彦著

やせて若返る大作戦 小林ゆうこ著

体にいいおかずの組み合わせがわかる本 池上保子監修

バラ栽培コツとタブー 並河 治著

マーク・マグワイア ホームランヒーロー ロブ・レインズ著

惨敗 金子達仁著

不許可写真1 西井一夫編

現代川柳ハンドブック

日本川柳ペンクラブ編

碧空 長野まゆみ著

曹操 上・下 陳 舜臣著

箱の夫 吉田知子著

王子稲荷の女 平岩弓枝著

えじやないか 出久根達郎著

鷲と虎 佐々木讓著

メコン流るる大地 柘植久慶著

やわらかな針 桐生典子著

不発弾 乃南アサ著

予定時間 林 京子著

秋は滲んで見えた 安部譲二著

雨毒 黒岩重吾著

天国までの百マイル 浅田次郎著

朱紋様 皆川博子著

紙婚式 山本文緒著

瓦版屋左吉綴込帳 古荘多聞著

ナイフが町に降ってくる 西澤保彦著

熱波 今野 敏著

女は三角男は四角 内館牧子著

野菜讃歌 庄野潤三著

自分の顔、相手の顔 曾野綾子著

僕の高校中退マニユアル 稲泉 連著

人間というもの 司馬遼太郎著

エサウ フィリップ・カー著

ダスト C・ペレグリーノ著

修羅のひつぎ A・R・シドンス著

ホワイト・アウト ウィリアム・H・ラヴジョイ著

三月生涯学習講座ご案内

古文書解説講座

「大洲藩御触書」について

講師 芳我 一章先生

日時 3月17日(木)

(9:30～11:30)

場所 大洲市立図書館 4階

◎お気軽にご参加下さい。

平成十一年度国民年金保険料のお知らせ

農林漁業者や自営業者・学生など第一号被保険者及び任意加入被保険者の皆さん、保険料の納め忘れはありませんか。

皆さんが将来年金を受けるためには、加入しているだけでなく、毎月の保険料をきちんと納めることが必要です。納めないままに放っておくと、万一の場合にも年金を受けられないこととなります。

「保険料をかけたも…」とか、「今のうちから老後の蓄えなんか…」と言わず、家族の将来を考えて納め忘れのある保険料は今すぐ納めましょう。

●保険料
国民年金の保険料は、平成十一年四月から平成十年度と同じ一万三千三百円です。

●保険料の前納制度
保険料は前納することができ、保険料が割り引きされ有利になるばかりでなく、何かと忙しい人には、手間が省け納め忘れがありません。

水道業者の緊急漏水当番

- 3月6日(土) (株)土居鉄工所
☎24-4519
(有)アサノ設備
☎24-0783
- 3月7日(日) (有)南予水道住設
☎25-1350
佐藤水道店
☎24-4410
- 3月13日(土) (有)星加水道設備
☎26-0020
上甲建設(株)
☎24-5914
- 3月14日(日) 徳森設備
☎25-4023
滝田商店
☎25-0901
- 3月20日(土) (有)丸電工業
☎24-5351
西田水道店
☎26-0265
- 3月21日(日) (有)三原設備
☎24-3783
淳山水道工事店
☎24-2583
- 3月22日(月) (有)いの水道設備
☎24-2216
伊予屋住設
☎24-2541
- 3月27日(土) (有)内田電気水道設備
☎25-2858
岡福水道工事店
☎24-3656
- 3月28日(日) (有)オクダ設備
☎24-3674
大塚鉄工所
☎25-0300

平成11年度4月から1年分の保険料額

	毎月納めた場合	前納した場合	割引額
定額保険料	(13,300円×12月) 159,600円	155,750円	3,850円
定額保険料 + 付加保険料	(13,700円×12月) 164,400円	160,430円	3,970円

新たに前納を希望される人は、三月末日までにお申し出ください。

●保険料の免除制度

経済的な理由で保険料を納められないときは、保険料を免除する制度があります。

※国民年金のお問い合わせは、市民課国民年金係まで。

☎2111(内線1111)

《夢をかたちに》

「春のコンサート」のご案内

大洲ふじかけコーラスでは、市民の手づくり音楽会として、今年も「春のコンサート」を開催します。四回目となる今回のコンサートには、喜多郡のコーラスグループのほか、オペラ歌手の森敬恵さんも特別出演。華麗な歌声やアンサンブルをお届けします。

皆さん、お誘い合わせのうえ、ぜひご来場ください。

【日時】 三月六日(出)

開演 十三時三十分

【場所】 大洲市民会館大ホール

【内容】 合唱、独唱、アンサンブル、独奏など

国際ソロプチミスト大洲のチャリティティー茶会とバザー

国際ソロプチミスト大洲では、地球にやさしく・人にあたたかくをテーマに第三回チャリティティー茶会とバザーを開催いたします。皆さんのご来場をお待ちしています。

【日時】 三月二十八日(日)

十時から十六時まで

【場所】 大洲市民会館

【内容】

- ▼茶会(二階会議室)
- ▼バザー(各階)
- ▼大洲市商店会有志による販売
- ▼掘り出し市
- ▼手作り作品の展示即売
- ▼発展途上国作品即売

高齢者の住宅防火対策!

近年の建物火災による死者(放火自殺者を除く)のうち、その九割は住宅火災によるものです。

また、高齢者層の火災における死者の発生率は、若年層に比べずいぶん高く、大洲市でも今年早々お年寄りの焼死事故が発生しました。今後、高齢化が進むにつれて、火災による高齢者の死者数は、ますます増加していくものと考えられます。

高齢者などの災害弱者を火災から守るため、日ごろから各家庭で次のようなことに注意しましょう。
①避難のしやすい安全な場所に寝かせる。
②二方向以上の避難経路を確保し、

通行の障害となるようなものは置かない。

③ストーブのまわりは整理整頓し、燃えやすいものを置かない。

④万一、火が付いても燃え広がりにくい防火性の寝巻き、ふとん、カーテンなどを使用する。

なお、一人暮らしのお年寄りやお年寄りだけの家庭には、日ごろから隣近所の人たちの温かい思いやりが大切です。異常な物音やにおいなどに気づいたら、すぐに声をかけてあげてください。

大洲消防署 ☎240119

おおず赤煉瓦館ご案内

▼瀬戸内しまなみ街道
えひめ寄り道あんない

3月2日(火)～3月10日(水)

▼大洲文化協会生け花展

3月12日(金)～3月14日(日)

▼サイン・オブ・ザ・タイムズ
(写真展)

3月16日(火)～3月22日(月)

▼永井恭平木彫画展

3月24日(水)～3月28日(日)

▼山田きよ版画展

3月30日(火)～4月4日(日)

1月末までの大洲市内の交通事故

	1月末現在	去年同期
件数	25	21
負傷者	37	32
死者	0	0

相談ごと案内

いずれも無料です。お気軽に利用ください。

【交通事故相談】(愛媛県)
日時 3月8日(月) 10時～15時
場所 市役所三階会議室

日時 3月23日(火) 10時～15時
場所 市役所五階会議室

【入権相談】(法務省)
日時 3月15日(月) 10時～15時
場所 大川公民館

日時 3月19日(金) 10時～15時
場所 市役所三階会議室

【心配ごと相談】
内容 一般相談、法律相談、介護相談、電話相談
時間 執務時間内(10時～16時)
場所 大洲市社会福祉協議会
相談室(市役所別館二階)
☎5629(直通)

▼なお、3月13日～31日は、大洲市総合福祉センターへ引越移転のため、各種相談をお休みします。

【家庭児童相談】
日時 毎日の執務時間中
場所 大洲市福祉事務所

【行政相談】(総務庁)

日時 3月20日(土) 10時～16時
場所 市民会館会議室
急ぐときには☎245660(政)

【社会保険相談】
日時 3月5日(金)、18日(木) 10時～16時
場所 大洲商工会議所
担当 松山西社会保険事務所

【同和問題に関する何でも相談】
日時 毎日の執務時間中
場所 大洲隣保館 ☎246100
大洲福祉会館 ☎250947

【不動産無料相談】
日時 3月15日(月) 9時～16時
場所 宅建協会大洲支部
(南上田喜六不動産)
中村三三〇一九 ☎244452

【青少年相談電話】
日時 毎日の執務時間中
☎2478330

【ふれ愛スクール相談電話】
不登校の子どもたちに関するご相談は何でも承ります。
日時 毎日8時30分～17時
☎2414114

担当 国立大洲青年の家

保健センターだより

☎24-3775

◆乳幼児健康診査◆

3月2日(火) 平成10年10月生※
3月16日(火) 平成9年8月生※
3月23日(火) 平成8年2月生
受付時間 13:00～13:30
実施場所 大洲市保健センター
持参品 母子手帳・アンケート
バスタオル(※のみ)

◆乳幼児育児相談◆

3月9日(火) 平成10年5月生
受付時間 9:30～10:00
実施場所 大洲市保健センター
持参品 母子手帳・アンケート

◆健康相談・栄養相談◆

3月29日(月) (予約制)
10:00～12:00、13:00～15:00
実施場所 大洲市保健センター
持参品 健康手帳

◆パパ・ママセミナー◆

(夜間両親学級)
3月12日(金) 19:00～21:00
実施場所 大洲市保健センター
内容 ・子育てについて
・赤ちゃんのお風呂
※事前の申し込みが必要です。

【脳卒中にご用心!】

がん、心臓病、脳卒中は三大生活習慣病。平成9年に市内で亡くなられた人の約6割はこれらの病気が原因です。

本市では近年、脳卒中による死亡の割合が減少傾向にありますが、脳卒中登録者の発症状況を見ると平成2年7月～平成9年度末の間に、606人(年平均80人)の人が脳卒中を起こされています。その内訳は57%が脳梗塞で、次いで脳出血、くも膜下出血となっています。

これを年齢別にみると、表1のとおり、40～65歳の働き盛りの男性の発症が少なくないことがわかります。若いからといって、過信は禁物です。○塩分をとりすぎていませんか? ○自分の血圧を知っていますか? ○定期的な健康診断受けていますか?

皆さん、健康なうちに自分の生活を見直してみましょう。

〈表1〉年齢別脳卒中発症状況(人)

年齢	男	女
39歳以下	8	6
40～65歳	106	58
65歳以上	215	211
不明	1	1
合計	330	276

資料提供: 大洲保健所

保健所各種相談

各種医療・保健・福祉相談にじます。

▼難病医療相談
日時 毎月第3火曜日 13時～15時

▼精神保健福祉相談
日時 毎月第3金曜日 13時～15時

献血のお知らせ
次のとおり採血者が巡回しますので協力を願います。
実施日 3月4日(木)

【市民法律相談】

市の顧問弁護士が相談に応じます。
日時 3月20日(土) 10時～16時
場所 市民会館会議室
※予約が必要です。総務財政課行
政係 ☎2111(内線328)

▼エイズ検査・相談
日時 毎月第1・3火曜日 11時～12時

▼ピカイチ歯の健康相談
日時 3月17日(水) 13時～15時

対象 就学前の幼児(4～6歳)
内容 歯科検診、はみがき指導、フッ素塗布、健康相談、栄養相談

実施日 3月18日(木)
大洲自動車教習所
アイテック富士工場
アイバックス

12時30分～13時30分
14時～16時